TCFD開示を巡る現状と課題 -よりdecision-usefulなTCFD開示のあり方に向けて-

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

1. TCFD開示に関する国際的な動向

2. 我が国における取組と現状の動き

マーク・カーニー氏のスピーチ(2020年2月)

- マーク・カーニー国連気候アクション・ファイナンス特使(前イングランド銀行総裁)はCOP26に向けたスピーチにおいて、TCFD開示の義務化に向けて宣言。
- TCFD開示の義務化に向けたTCFD提言の見直しやFSB、IFRS等との連携を示唆。

【The Road to Glasgow(2020.2.27) より抜粋】

- For COP 26 we want you to help refine and implement TCFD disclosure; and we
 will work with authorities to commit to pathways to make climate reporting
 mandatory.
- Contribute to the review of the current TCFD framework that Mary Schapiro is leading. Tell her what's important, what's less so, what should be refined to ensure disclosures are decision-useful, comparable, consistent and efficient before they become mandatory.
- For COP 26 we will work to develop pathways, in consultation with international standard setters such as the FSB, IFRS and IOSCO and <u>national authorities</u>
 to determine the best approaches to making climate disclosure mandatory.

TCFD提言の位置付け

- 金融安定理事会 (FSB)の意向を受けて設置されたTCFDでは、投資家等が重要な気候変動の影響を理解するための任意開示の枠組として、TCFD提言を策定。
- TCFD提言において、自主的、任意的な情報開示のためのプリンシプルベースの枠組として、考案されたことが記されている。

【エグゼクティブサマリー (気候関連財務情報開示に関するタスクフォース) (p. iii) 】

~、FSBは、気候関連財務情報開示タスクフォース(以下、タスクフォース)という産業主導型のタスクフォースを設立した。このタスクフォースには、投資家、貸付業者、保険会社が重要なリスクを理解する上で役立ちそうな、自主的で一貫性のある気候関連財務情報開示方法を開発することが依頼された。

-【 A.イントロダクション (2. タスクフォースへの付託)(p.2) 】

FSBはまた、「タスクフォースによるいかなる情報開示の提言も任意的なものであり、重要性の原則を取り入れ、 コストと便益のバランスを比較検討する必要があるだろう」とも強調した。これを受けて、任意的な情報開示のため のプリンシプルベースの枠組を考案する上で、タスクフォースは開示情報利用者のニーズと開示情報作成者の直 面する困難とのバランスを追求した。

【参考】ブラック・ロックCEOラリー・フィンクの書簡

● 世界最大の運用会社ブラック・ロックのCEOラリー・フィンクは世界中の経営者、各国リーダに送った書簡において、気候変動・TCFD開示に焦点を当て、その重要性を強調。

【LARRY FINK'S LETTER TO CEOS (2020.1.31) より抜粋】

- 気候変動は、長期的な企業活動において極めて重要な意味を持つようになりました。
- 多くの人々が、気候変動が経済成長と繁栄にいかに深刻かつ持続的な影響を与えるかを強調しました。
- そしてそのようなリスクは今の所、金融市場に適切には反映されていません。
- ・ 一方で、こうした**気候変動に関するリスク認識は急速に変化しており、今、金融の仕組みは根本から見直される事を余儀なくされている**と思います。
- 投資家は気候変動による直接的な影響のみならず、各国の気候変動に関する政策がどのように世界の物価やコスト、需要にインパクトを与えるのかを理解しようとしているのです。
- ・ 政府と企業は、公正かつ適正な形で、移行の実現に向けて協働していく必要がありますが、低炭素社会実現 に向けて、社会の一部や発展途上国を置き去りにして進んでいくわけにはいきません。
- 低炭素社会への移行は政府のリーダーシップのもと進められるべきですが、同時に、企業や投資家にも果たすべき重要な役割があると考えます。
- 今年は、お客様に代わって弊社が投資している企業の皆様に、以下の点をお願いしたいと思います。(中略)TCFDの提言に沿った気候関連リスクの情報開示が未完の場合、これを実施すること。

【参考】TCFD開示に関する国際的な民間団体の動向

● 日本ではTCFDコンソーシアムにおいて、民間主導(官民共同)でのTCFD開示促進に向けた 活動が行われているが、海外においても民間主導による活動は活発化。

団体名	概要	主な活動(TCFD関連)
WBCSD	持続可能な開発を目指す 企業約200社(35ヵ 国)のCEO連合体	【TCFD Preparer Forums】 石油・ガス、電力、化学、建設、自動車、食品・農業・林産品の6産業を重点分野とし、各分野の主要企業からなるPreparer forumを設立。現在までに石油・ガス、電力、化学、食品・農業・林産品でガイダンスを発行(2018年7月~2020年4月)。
ILN	持続可能性や長期的成 長を重視。年金基金や大 手AMからなる機関投資家 団体	【TCFD Implementation】 <u>機関投資家による気候関連情報開示ガイダンスを2019年9月に発行</u> 。 TCFD提言に各項目での開示推奨内容を記載。エンゲージメントの重要性を強調。
SASB	企業の情報開示に寄与し、 中長期視点の投資意思 決定に貢献することを目的 とする(米国サステナビリ ティ会計基準審議会)	【TCFD実務ガイド/TCFD Good Practice Handbook】 SASB、CDSBの基準がTCFD提言と整合しており、TCFD開示にあたっての具体例を紹介するガイド(2019年5月)、及びグッドプラクティスの事例集(2019年9月)を発行。 【非財務情報開示に対するスタンス】 制度開示に組み入れることになれば、企業に内部統制の整備が必要になるなど、準備期間が必要。まずは任意開示を通じて企業側が積極的に取り入れて、早期に実務が積み上げられることが重要。

【参考】TCFD開示に関する国際機関等の動向

- PRIでは投資家にTCFDの報告を義務化、BISは「グリーンスワン」論文で開示規制等の必要性に言及する等、国際的な監督当局等においてもTCFD開示を重視する動きが加速。
- 日本損害保険協会は任意開示に疑問を呈するSIF(持続可能な保険フォーラム)に対し、現 段階では、自主的かつ段階的な開示を推進していくことが重要であると意見を提出。

機関

内容

PRI(責任投資原則)



PRI (Principles for Responsible Investment) は加盟する投資家については、**気候関連情報をPRIに報告することを2020年より義務化**することを公表。ただし、報告内容の開示は任意とする方針。

BIS(国際決済銀行)



BIS(Bank for International Settlements)は仏中銀とともに、**気候変動が金融のシステミックリス クを招く可能性があるという「グリーン・スワン」論文**を公表。中央銀行について、ストレステストの実施、気候に関するリスク評価の強化、民間金融機関との連携、**企業の開示を促す規制**等の必要性を記載。

NGFS



NGFS (Network for Greening the Financial System) は2019年4月の報告書において、TCFD提言に基づく開示の促進を含む(拘束力のない)提言を公表するなど、**気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討**。

SIF (持続 可能な保険 フォーラム)



SIFは2019年12月に**TCFDについて開示内容の質と範囲が必要なレベルに達しない可能性から、任意開示の 有効性に一部疑問を示した**論点書を発表(保険監督者に共通する問題点等を説明し、会員間の議論を促進 する目的の文書)。これに対し、<u>日本損保協会は意見を提出</u>。

日本損害保険協会



TCFD開示はまだ初期段階であり、様々な方法が模索されている現状では、**自主的かつ段階的に開示を 進めていくことが重要**。手法が確立されていない中での**義務的な開示は、チェックボックスを埋めるような 画一的対応となり、業界の理解・行動の促進にはつながらない可能性**があることを指摘。

TCFD開示に関する各国の動向

- EUを中心にフランス、イギリス、中国等では気候関連情報開示を義務化する動きもみられる。
- カナダでは財務報告書への記載ではなく、Comply or Explainによる段階的な導入を提唱、アメリカはSECが義務化に慎重、オーストラリアは自主的な開示を推奨している。

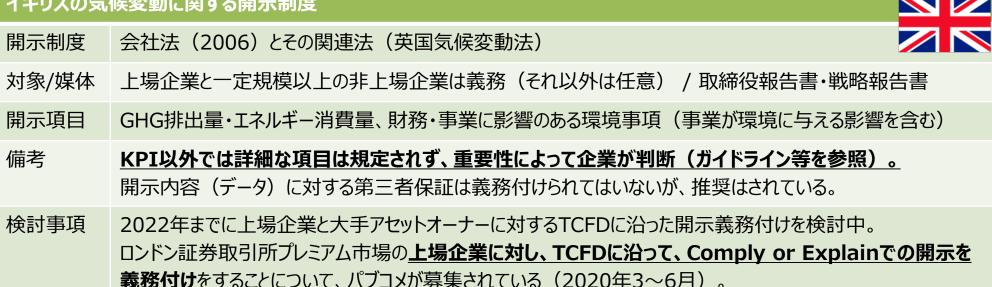
国・地域	内容
フランス	法律(「エネルギー移行法」第173条)において、気候関連の情報開示が義務化されており、当該内容を TCFD提言に連動させることを検討中。
イギリス	2022年までにTCFDに沿った情報開示を義務付けることを打ち出しており、そのあり方について政府主導のタスクフォースで検討中。
中国★┊	生態環境部と証券取引委員会が共同で、義務化を検討中。 2020年までに全上場企業に気候関連情報の開 示を義務付ける というスケジュールが示されている。
カナダ	政府によって設立された専門家パネルは、TCFD開示は進展しているが、データ、リスク評価の知見不足等が <u>財務</u> 報告の将来予測における法的リスクの障害であり、気候変動のマテリアリティに応じたcomply or explain を段階的に導入することを提唱。
アメリカ	民主党議員より気候関連の開示を求める法案が提出されているが、過去には廃案に。今後は大統領選次第。 証券取引委員会(SEC)はコスト増に繋がるとして、義務化には慎重姿勢。
オーストラリア	オーストラリア証券投資委員会(ASIC)は2019年8月に気候変動関連情報開示に関するガイドラインを改訂し、 TCFDに沿った自主的な情報開示を推奨している。

【参考】フランス・イギリスの開示制度(主に気候変動関連)

	フランス	の気候変動に	関する	開示制度
--	------	--------	-----	------

開示制度	エネルギー移行法
対象/媒体	上場企業、銀行、機関投資家 / 経営報告書
開示項目	上場企業:気候変動の財務リスク(物理的・移行リスク)、その削減手段、自社活動の気候変動への影響銀行:気候変動を反映したストレステスト、過剰レバレッジ(与信集中)のリスク機関投資家:投資へのESG組入基準・クライテリア・残高割合、エネルギー政策との整合性
備考	2001年から上場企業への社会・環境情報の開示は義務化されていたが、2015年エネルギー移行法175条により、対象が金融機関へも拡大。 Comply or Explainであり、開示項目の詳細までは規定されていない。
検討事項	開示内容について、 TCFDと連動させる ことを検討中。

イギリスの気候変動に関する開示制度



(出所) ESG要素を中心とする非財務情報に係る諸外国の開示制度等に関する調査報告書/みずほ情報総研、他各種資料より経済産業省作成 8

【参考】EUの非財務情報開示

- EUでは、2014年に非財務情報開示指令(NFRD、Directive 2014/95/EU)が制定され、 域内の大規模上場企業に対し、2018年以降のアニュアルレポートにおいて非財務情報の開示 を要求している。
- 欧州委員会は「欧州グリーンディール」政策(2019年12月発表)において、2020年第4四半期のNFRD改正を掲げており、現在パブリックコンサルテーションが行われている。
- NFRDを補足するものとして、2017年6月に非財務情報開示ガイドライン、更に、2019年6月には、気候関連情報の開示に係るガイドラインが策定されている。

【NFRDの概要】

- 対象企業: EU域内の従業員500名以上の大規模上場企業(銀行、保険会社含む)。
- 開示要求項目:環境保護、社会的責任と従業員の処遇、人権の尊重、腐敗防止・贈収賄防止に関する方針、取締役の多様性。これらの非財務情報を開示しない場合には、開示しない理由の説明が求められる(Comply or Explain)。
- 開示媒体:各社のマネジメントレポート(英:戦略報告書、独:連結状況報告書、仏:事業報告書等)。

【NFRDの改正】

- 改正にあたって、2020年2月20日~6月11日の期間でパブリックコンサルテーションが行われている。
- パブリック・コンサルテーションに先立ち欧州委員会はInception Impact Assessmentを公表。 改正の方向性として以下の3つの選択肢を挙げている:
 - ①既存の2つのガイドラインの適用は引き続き任意(ただし、欧州委員会による改訂は可能)。
 - ②EUは、既存または今後策定される非財務情報開示基準(Standard)を承認できる。ただし、適用は企業の任意。
 - ③NFRDの改正及び強化を図る(企業が開示すべき非財務情報の詳細な規定、一部またはすべての企業に対する非財務情報基準の**適用義務化**、第三者認証に関する規定の強化等)。

【参考】EUの非財務情報開示(主に気候変動)

 NFRDを補足するものとして、2019年6月に公表された気候関連情報の開示に係るガイドライン (Guidelines on reporting climate-related information) に示された主な開示項目 は以下の通り。特にKPIはタクソノミーを適用した詳細な項目が設定。

1. ビジネスモデル

- ビジネスモデル、戦略、財務計画に与える気候関連リスク の影響
- ビジネスモデルが、気候に与えるポジティブな影響とネガティブな影響
- 複数の気候関連シナリオ(2℃以下/以上、時間軸)に 応じたビジネスモデル、戦略のレジリエンス

2. 戦略 (Policy)とデューデリジェンスプロセス

- 気候変動の緩和・適応に関する戦略
- 気候関連の目標(特にGHG排出削減目標)及び当該目標のNDCやパリ協定との関連性
- 気候関連リスクと機会に関する取締役会による監督
- 気候関連リスクと機会の評価・管理における経営陣の役割とその合理的根拠の説明

3. 成果 (Outcome)

- 気候関連のKPIに対する達成度、設定した目標を含む 気候変動に対するポリシーの成果
- 目標に対するGHG排出の推移及び目標達成において 想定されるリスク

4. 主なリスクとリスク管理

- 気候関連リスクを短期・中期・長期の視点で特定し、評価するプロセス (期間の設定根拠を含む)
- バリューチェーンを通じた短中長期の主な気候関連リスク 及びリスク特定に用いた仮定
- 気候関連リスクを管理するプロセスと手法
- 気候関連リスクを特定、評価、管理するプロセスがリスク 管理全体とどのように統合されているか

∕5. KPI

- GHG排出量:スコープ1、2、3排出量、排出削減目標
- エネルギー消費:再エネ/非再エネの消費量・生産量、 省エネ目標、再エネ消費・生産目標
- 物理的リスク:保有アセットの内、物理的リスクに晒される可能性のあるアセットの割合等
- 製品とサービス: (EUタクソノミーに関する規則成立後に適用) EUタクソノミー適合の製品・サービスの売上比率、EUタクソノミー適合の資産・プロセスの設備投資 (CapEx) または事業運営費用(OpEx)に占める割合
- グリーンファイナンス:グリーンボンドの発行残高と負債残高に占める割合

出所) 欧州委員会 "Guidelines on reporting Climate-related information"(https://ec.europa.eu/finance/docs/policy/190618-climate-related-information-reporting-guidelines_en.pdf)

日本の非財務情報開示に関する制度

● 欧州の非財務情報開示指令や各国の法律、取引所の規程等により、非財務情報開示が制度化されている国もあるが、日本においてもESGに関する制度は存在。

日本のESGに関する主な制度

開示制度	制定年	主な対象	·························概要
地球温暖化対策推進法	1998年	事業者	2006年から、GHGを一定以上排出する事業者は、 自らのGHG 排出量を算定し、国に報告することを義務付け 。なお、一部の事 業者には、省エネ法でも同様の報告が義務付けられている。
環境配慮促進法	2004年	特定事業者(※1) 大企業	事業者の 自主的な環境への取組を促進 すべく、環境報告書の普及促進等のための制度的枠組を整備。環境報告書の公表は特定事業者は義務、 大企業(※2)は努力義務 。
金融商品取引法 (内部統制報告書)	2006年	上場企業	企業の 財務報告に関する内部統制が有効に機能しているか を評価した報告書の提出を義務付けている(罰則あり)。監査対象。
スチュワードシップ・コード	2014年	投資家	企業の持続的成長を促すための「責任ある機関投資家」としての 行動規範。署名機関に対し <u>Comply or Explainのアプローチ</u> を採用。 <u>2020年の改正でESG要素が明文化</u> 。
コーポレートガバナンス・コード	2015年	上場企業	上場企業が行う企業統治において、ガイドラインとして参照すべき原則・指針。 <u>Comply or Explainの上場規程、2018年の改正で開</u> 示の考え方にESGを明確化 (P13参照)。
女性活躍推進法	2015年	常時雇用者 100人超の企業	女性活躍に関する課題分析、計画策定、公表が義務付け。 2020年の改正で300人から100人へ義務の対象が企業が拡大。
企業内容等の開示に関する 内閣府令	2019年	上場企業	財務情報及び記述情報の充実に向けた 有価証券報告書等への 記載を改正。事業へのリスクの影響、内容、対応策、顕在化の 可能性、程度、時期が含まれる。

【参考】日本のコーポレートガバナンス・コード

- 日本のコーポレートガバナンス・コードは2015年に公表され、上場企業は原則として遵守を求め られている(Comply or Explain)。(有価証券上場規程、同施行規則)
- 2018年に改定され、「基本原則3」の「考え方」において、ESG要素が含まれることを明確化。

【第3章 適切な情報開示と透明性の確保】 (基本原則3)

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、**経営戦略・経営課題、 リスクやガバナンスに係る情報** 等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切 に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体 的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そ うした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で 利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなる **ようにすべき**で ある。

【考え方】

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較 可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項(い **わゆるESG要素)などについて説明等を行う**いわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記 | 述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供さ れる情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

出所: コーポレートガバナンス・コード/東京証券取引所(2018.6.1)/ 赤字は改訂箇所 12

よりdecision-usefulなTCFD開示のあり方について

以上のとおり国際的にTCFD開示のあり方をめぐって行われている議論のうち主要な論点を整理 すると以下のとおり。こうした議論が展開される中、TCFDコンソーシアムの活動等を通じてTCFD 開示の取組を進めている我が国として、どのような形で、よりdecision-usefulな(意志決定に 役立つ)TCFD開示を追求していくべきか。

(国際的に行われている議論)

- 1. TCFD開示すること自体を義務化すべきではないか。
- 2. 適切な開示媒体は何か(有価証券報告書(財務報告書)に限定すべきか)。
- 3. 開示内容を標準化すべきか。

【留意すべき点】

- 1. 日本でも既にコーポレートガバナンス・コードの中でESGを含む非財務情報の開示が求められており(Comply or Explain)、上場会社については各社のマテリアリティに応じて、開示を行っているため、環境に関する事項は既に実質的に 義務化されているとも言えるのではないか。(なお、コーポレートガバナンス・コードについては、今年度見直しの議論が行われ る予定)
- 2. TCFD提言は原則として財務報告書(日本では有価証券報告書が相当)での開示を求めている(※)。しかし、有価証 券報告書には虚偽記載への罰則規定があり、企業がTCFDに基づく開示情報(特に不確実性の伴うforward-looking のシナリオ分析等)について記載するのは難しく、財務報告書への記載を義務化することは、企業を委縮させ、結果的に開 示内容の質の低下を招く可能性もある。
- 3. CO2排出量等の基礎的データについて、比較可能性の観点からミニマムスタンダードとして一定の標準化をする意義がある 可能性もあるが、ガバナンスや戦略等の記述情報は各社の業態・特性等によって異なるものであり、標準化を進めることが開 示内容の画一化を招く可能性もある。

※他方で、TCFD提言は「様々なセクターや国・地域で幅広く適用されるよう作られており、国内の開示要件より優先されるものと考えられるべきではない。重要なのは、組 **織が自国の開示要件に則って財務情報開示を行うべきということ**である。もし、本提言における特定の要素が国の財務情報開示要件と合致しない場合は、タスクフォース はそれらの要素を年1回以上発行される他の企業報告で開示し、投資家らが見ることのできるよう広く配布し、財務報告に用いられるのと同じ、あるいは実質的に同様な内 13 部統制プロセスに供することを奨励する」ともしている。 (出所) 最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言2017.6 (訳) グリーン・パシフィック

【参考】TCFD開示のあり方について、投資家・事業会社の声

● 義務化や標準化は、事業会社には社内的に開示を検討しやすくなる面もあるが、投資家は任意開示で培ってきた各社の価値創造の表現を制限してしまう可能性を懸念している。

義務化によって、**TCFD開示が増えるならば歓迎するが、義務化される強制力によって、企業が「開示のための開 示」をやるのでは意味がない**。企業自身が開示の必要性を理解して、開示する必要がある。

投資家

投資家への開示という観点では、各企業のマテリアリティに応じた対応でよいと考える。無理に開示内容を統一して、 自社の価値創造が示せなくなるのは良くない。



比較可能性について、定量データであるGHG排出量、特にScope3などは**係数が統一されている訳でもなく、他社と比較を行う段階にはない**。他の内容やデータを加工して組合わせることで評価をしている。

義務開示になると、企業の開示は保守的にならざるを得ず、開示の質が落ちることを懸念。今は任意開示で競っている面もあるが、開示方法を細かく示すと横並びになるので方法論を決め過ぎない方がよい。

但し、日本株を保有・売買する海外投資家は相当数いるため、**海外投資家へも理解は必要**。国際的な流れと共に対応は検討する必要があるかもしれない。**重要なのは日本企業が国際的に見放されないこと**。

比較可能性を求めるためにフォーマットの統一が必要なら、グローバルでCDP等に揃えればよいのではないか。時間軸もそろうため、事業会社としては検討しやすい。

TCFD開示は**義務化になる可能性も考えて対応**しているが、**有報への開示ではなく、まだ統合報告書等への掲載が優先**ではないかと考える。将来的に記載するなら(定量データは)係数等がそろった状態が必要。

事業会社



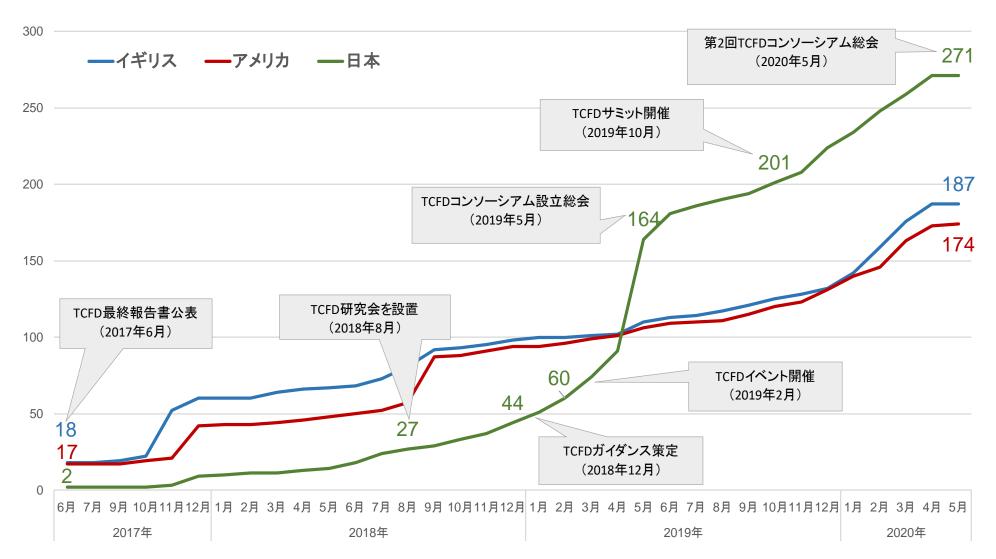
項目を統一することで面白みがなくなる。(現状の)TCFD提言程度がやりやすい(自社を表現しやすい)。

1. TCFD開示に関する国際的な動向

2. 我が国における取組と現状の動き

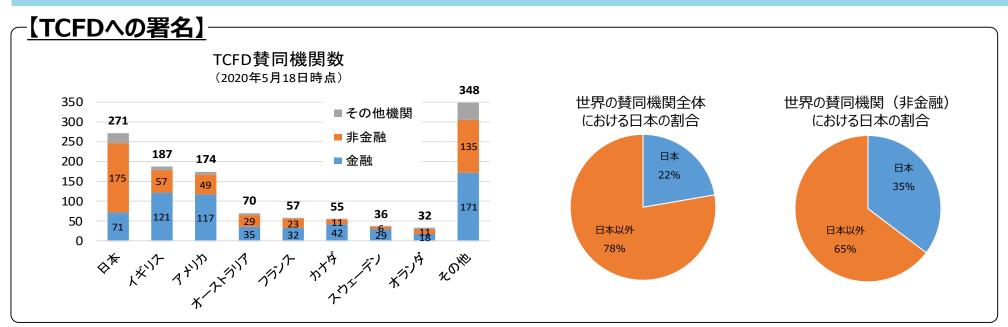
TCFD賛同機関数の推移

我が国のTCFD賛同機関数はTCFDコンソーシアム設立を境に世界最多となり、その後もTCFD サミット(グリーン投資ガイダンス公表)等、各種施策により着実に増加。



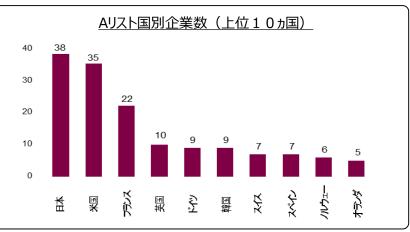
我が国のTCFD賛同機関数

- TCFDに対して世界で1,230機関、日本で271機関が賛同(令和2年5月18日時点)。日本では非金融セクターの賛同数が多く世界の3分の1以上を占める。
- また、2019年にはCDP評価で日本のAリスト企業数は世界一となり、情報開示の内容も進展。



【CDPの評価】

- ・全世界で179社が気候変動Aリストに選定され、対象となった8,000超の企業のうち、Aリスト企業は上位2%に相当。
- •2019年には、日本の回答企業のうち38社がAリスト入り を果たし(前年は20社)、米国を抜いて世界一。



TCFDコンソーシアムにおける取組



- TCFDについて、効果的な情報開示や適切な投資判断に繋げるための取組について議論する場として、民間主導によるコンソーシアムを設立。
- TCFDサミットの共催、「グリーン投資ガイダンス」策定のほか、多彩な活動を展開。

日付	主なマイルストーン
2019年5月27日	■ TCFDコンソーシアム設立総会開催。 *会員数は設立時の164機関から、256機関に増加(2020年5月18日時点)
2019年8月・9月・12月	■ ガイダンス策定の意見募集や最新動向の共有の場として、情報活用ワーキング・グループ(第1回・第2回)及び情報開示ワーキング・グループ(第1回)開催
2019年10月8日	■ <u>TCFDサミット</u> 開催(主催 経済産業省、共催 WBCSD、TCFDコンソーシアム) ■ 「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイダンス (グリーン投資ガイダ ンス)」を公表
2019年1月30日	■ <u>グリーン投資ガイダンスの普及・促進に向け</u> 「GIG Supporters」を設置 * <u>グリーン投資ガイダンスを支持する投資家等のガイダンス活用事</u> 例をTCFDコンソーシアムウェブサイト上で紹介(現状14社)
2020年2月	■ 投資家と事業会社の意見交換の場として、「ラウンドテーブル」を試行的に開催
2020年度(予定)	 ■ TCFDガイダンス2.0の策定(業種別ガイダンスの追加(銀行、生保、損保、食品)・事例集の追加、最新動向を反映) ■ 会員向けTCFD関連情報の定期発信、GIG Supportersの拡充 ■ 日本のTCFDの取組・考え方等について国際発信

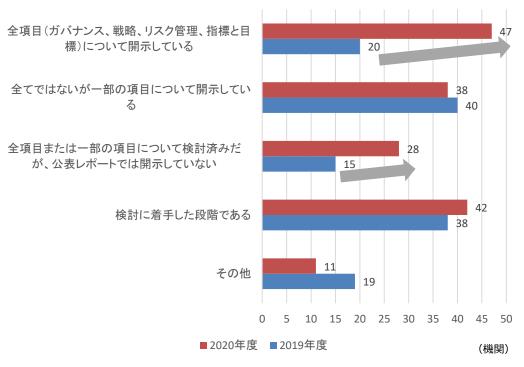
【参考】我が国のTCFD開示の状況(TCFDコンソーシアム アンケート調査)

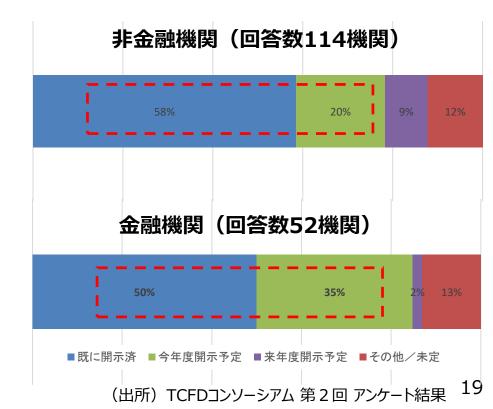
- 昨年度と比較して、「全項目(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)について開示している」が拡大。開示の内容の充実が進み、新たに開示を検討している機関も増加。
- 会員の内、TCFD開示済の機関は5~6割程度だが、今年度開示予定を含めると8割程度と なる。

(問) TCFDの対応の現状について、自社が対外的に公表するレポートによる情報開示の度合いをお聞かせください。(1つ選択)

(参考) TCFD未開示の機関の開示予定時期を調査して、既に開示済の機関と合算したもの。

回答数:2019年132機関、2020年166機関

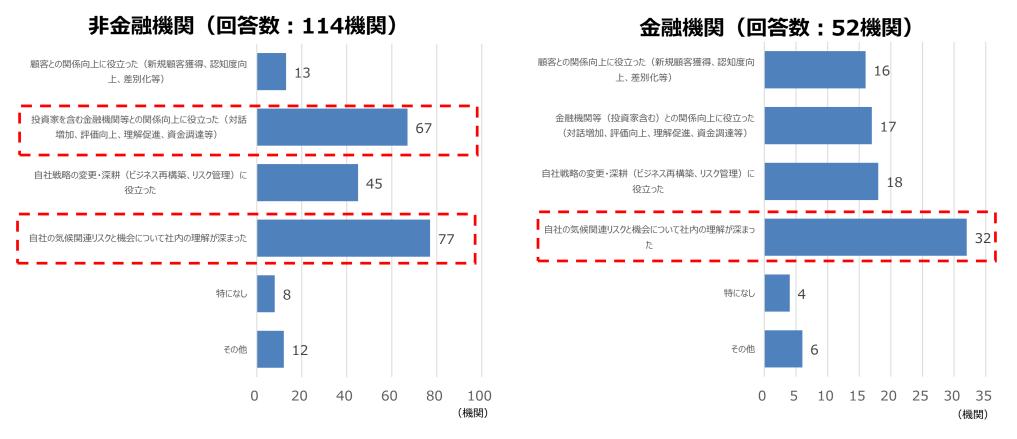




【参考】TCFD賛同へのメリット(TCFDコンソーシアム アンケート調査)

- TCFDへの賛同や情報開示を行ったことで、9割以上の賛同機関はメリットを感じている。
- その内容は「自社の気候関連リスク・機会への理解深耕」、「投資家との関係向上」、「自社戦略の変更・深耕」等、複数に渡る。

(問) TCFDへの賛同や情報開示を行ったことで、どのようなメリットがありましたか。 具体的にメリットがあった点につきお聞かせください。 (複数回答可)。

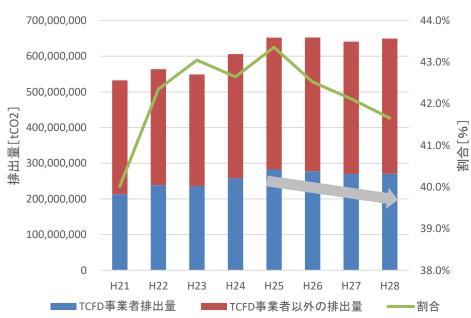


【参考】TCFD賛同企業のCO2排出量推移

- SHK回答企業 (※1) のうち、TCFDへ賛同している事業者数は全体の3.0%程度(※2)だが、 全報告事業者の排出量の40%以上を占め、多排出事業者の多くがTCFDに賛同している。
- また、TCFD賛同事業者の排出量はそれ以外の事業者と比べて、減少傾向にある。



TCFD賛同事業者とそれ以外の事業者の排出量推移



- ※1 温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の報告を行っている企業(約12,000社)。最新の公表データは平成28年度実績。
- ※2 TCFD賛同企業のうち、持株会社はその傘下の子会社を含めたもの(350~365社)。2020.4月時点のTCFD賛同企業をベースに時系列を遡って分析。

我が国のTCFD賛同状況(業種別・時価総額別)

- 東証上場企業で見ると、各業種とも時価総額上位の企業に賛同企業が集中、中位以下の企業へのTCFDの浸透は課題。
- 業種別では、「電力・ガス」のTCFD賛同割合が高水準。「運輸・物流」「情報通信・サービスその他」は上位企業でも、TCFD賛同割合が比較的少ない。

東証上場企業における業種別(※)TCFD賛同機関数

	a	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m	n	0	р	q	r	s
	東証上場	企業			時価約	総額1兆日	円以上	同 5	千億~1	兆円	同 2	千~5千	億円	同 1न	F億~2刊	-億円	同~	~1千億F	၂
	業種	総数	賛同数	割合	総数	賛同数	割合	総数	賛同数	割合	総数	賛同数	割合	総数	賛同数	割合	総数	賛同数	割合
1	エネルギー資源	17	2	12%	1	1	100%	2	1	50%	0	0	_	2	0	0%	12	0	0%
	医薬品	68	5	7%	9	4	44%	4	0	0%	7	1	14%	5	0	0%	43	0	0%
	運輸・物流	115	6	5%	4	1	25%	14	2	14%	12	2	17%	7	0	0%	78	1	1%
	機械	226	11	5%	4	3	75%	5	2	40%	13	4	31%	14	2	14%	190	0	0%
	金融(除く銀行)	88	13	15%	7	6	86%	5	3	60%	9	1	11%	3	1	33%	64	2	3%
	銀行	82	16	20%	5	5	100%	1	1	100%	9	5	56%	13	4	31%	54	1	2%
	建設•資材	301	13	4%	2	2	100%	7	5	71%	18	5	28%	22	0	0%	252	1	0%
	自動車・輸送機	112	11	10%	9	5	56%	2	1	50%	10	5	50%	7	0	0%	84	0	0%
	商社•卸売	315	7	2%	5	4	80%	4	2	50%	7	1	14%		0	0%	282	0	0%
	小売	350	7	2%	5	2	40%	7	2	29%	20	2	10%	30	1	3%	288	0	0%
	情報通信・サービスその他	1,033	17	2%	20	6	30%	15	3	20%	24	2	8%	51	1	2%	923	5	1%
	食品	132	9	7%	7	4	57%	5	1	20%	13	2	15%	13	1	8%	94	1	1%
	素材・化学	287	23	8%	7	6	86%	13	7	54%	22	6	27%	22	3	14%	223	1	0%
	鉄鋼•非鉄	77	8	10%	0	0	_	3	2	67%	4	2	50%	8	2	25%	62	2	3%
	電機•精密	294	25	9%	20	12	60%	11	4	36%	22	6	27%	16	1	6%	225	2	1%
	電力・ガス	24	14	58%	3	3	100%	5	5	100%	2	2	100%	5	4	80%	9	0	0%
17	不動産	132	4	3%	3	2	67%	1	1	100%	9	1	11%	5	0	0%	114	0	0%
18	総計	3,653	191	5%	111	66	59%	104	42	40%	201	47	23%	240	20	8%	2,997	16	1%

CO2多排出産業におけるTCFD賛同状況

- 産業構造や企業数、資金調達のあり方に相違はあるものの、産業別のCO2排出量上位業種のうち、電力、化学、電機・電子、自動車におけるTCFD賛同企業数が多い。
- エネルギー(電力、石油、ガス)、鉄鋼、化学、電機・電子、自動車は「TCFDガイダンス」において業種別ガイダンスを策定済み。

業界名 ^(※)	CO2排出量 (万トン-CO2)	TCFD賛同企業数	業種別ガイダンス ^(※2) 作成有無
エネルギー転換部門			
電力	41,100	17	有
石油	3,808	2	有
ガス	36	3	有
産業部門			
鉄鋼	18,120	2	有
化学	6,032	32	有
製紙	1,785	0	無
セメント	1,732	4	無
電機•電子	1,441	25	有
自動車	1,322	16	有

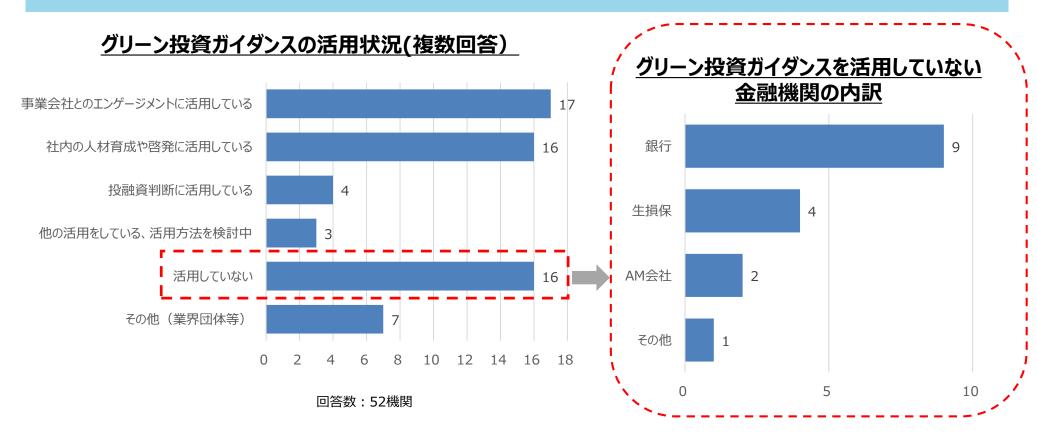
(出所) 低炭素社会実行計画で報告されたCO2排出量データ(2017年度実績)等に基づき経済産業省作成

(※2) 経済産業省が2018年に策定した「TCFDガイダンス」における業種別の開示推奨項目

^(※) 低炭素社会実行計画における各業界団体。電気事業低炭素社会協議会、石油連盟、日本ガス協会、日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、日本製紙連合会、セメント協会、電気・電子温暖化対策連絡会、日本自動車部品工業会・日本自動車工業会・日本自動車車体工業会

我が国の金融機関の状況(グリーン投資ガイダンスの活用)

- 「グリーン投資ガイダンス」(※) はエンゲージメントや、社内の人材育成等、多くの金融機関に活用されているが、活用していない金融機関も4割程度存在する。
- 銀行・生損保でのTCFD(グリーン投資ガイダンス)の活用、浸透は今後の課題。



※「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイダンス(グリーン投資ガイダンス)」、TCFDコンソーシアムにて、2019/10月策定。 グリーン投資の促進に向けて、投資家等がTCFD提言に基づく開示情報を読み解く際の視点について解説を行ったガイダンス。 2020/1月には、グリーン投資ガイダンスを支持する投資家等によるガイダンス活用事例をコンソーシアムのHPで紹介する「GIG Supporters」を開設。

我が国の金融機関の状況(アセットオーナー)

● 多額の資金運用をするアセットオーナーについて、積立金基本指針の改正(2020年2月)もあり、今後AM会社を後押しするようなTCFDへの取組についても期待。

単位: US \$ Mil (2018.12)

主な公的アセットオーナー

国民年金基金連合会

計

機関名	運用額	PRI	TCFD
年金積立金管理運用独立行政法人	1,374,499	0	0
地方公務員共済組合連合会	199,522		
企業年金連合会	104,966	0	
全国市町村職員共済連合組合会	99,486		
国家公務員共済組合連合会	68,549		
勤労者退職金共済機構	54,324		
公立学校共済連合	42,832		
私学共済	39,192		

(出所) Thinking Ahead Institute / Pensions & Investments World 300/(2019.9)

35,982

2,019,352

主な公的アセットオーナーのうち、PRIに署名しているのは2機関のみ、TCFDに 賛同しているのはGPIFのみ。

【積立金基本指針の改正】

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省の 4省共同告示/2020年2月改正)

改定箇所(改定前)

管理運用主体は、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮することについて、個別に検討すること。

改定後

管理運用主体は、積立金の運用において、 投資先及び市場全体の持続的成長が、運 用資産の長期的な投資収益の拡大に必要 であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利 益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素 であるESG(環境、社会、ガバナンス)を 考慮した投資を推進することについて、個別に 検討した上で、必要な取組を行うこと。

トランジション・ファイナンスとTCFD開示の促進

- 今後、トランジション・ファイナンスを促進する上でもTCFD開示は有効な枠組の一つとなり得る。
- 国際的にもトランジション・ファイナンスの取組事例は限定的だが、第2回本研究会で取りまとめた「考え方」やAXA IMが策定したガイドライン等からもTCFDとの親和性が読み取れる。

クライメート・トランジション・ファイナンスの考え方

<3. 国際的な原則を検討するにあたっての提案>

(事業実施主体に関する基準)

- ・ パリ協定の目標及び各国のパリ協定に基づく削減目標の達成に向けて、長期的な環境への影響の観点も含め、例えば中長期的なビジョンや行動計画等を示すなど、移行への取組に積極的に取り組んでいる事業主体へのファイナンスであること
- ※ 個別の対象アセットクラス、金融商品の設計に応じて様々な考え方がありうるが、移行に向けては事業主体の意思が重要な役割を果たすことを踏まえれば、事業主体による(中長期的なビジョンや行動計画等の提示等を通じた)移行に向けた取組への積極的な姿勢や行動を確認することは重要。

(出所) クライメート・トランジションファイナンスの考え方/2020.4

トランジションボンド・ガイドライン/AXA IM

<発行体の持続可能性>

・・・・・当社では、トランジションボンドが正当な環境投資と 位置付けられるためには、発行体の全社的な慣行を勘案 することが特に重要と考えています。

トランジションボンドの発行体は、気候の移行が自社の現行 **ビジネスモデルや今後の戦略的方向性**にどのような意味を 持つのかを明確に発信していく必要があります。

発行体の移行戦略は、明確な目的が設定され、・・・・・さらに、戦略に関する取締役会や経営陣の意思決定過程を 説明するとともに・・・・・こうした目標の達成を後押しし得る ものとなるよう努めるべきです。・・・・・

(出所) トランジションボンド・ガイドライン (AXA IM) /2019.6

(参考) 債券投資家の意見

トランジション・ファイナンスは、プロジェクトだけではなく、会社全体の方向性やパリ協定の整合性から落とし込まなければ、 対外的な理解が得られにくいという性質上の問題を内包している。それに正当性を持たせる上でTCFDが活用できる。

TCFDはESGの中でも象徴的な国際的枠組であり、誰から見ても分かりやすい。トランジションの基準が柔軟になると、発行体の説明責任は増えるが、会社の包括的な開示も行うツールとしてTCFDが有効ではないか。

TCFDシナリオ分析支援事業の進捗・今後の予定



- 2018年度から、TCFD提言に基づく情報開示において特に課題とされるシナリオ分析の実践を支援。
- 2019年度には、2020年3月30日に「気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイドver.2.0」を公表。 (ガイドの公表に当たり、TCFDコンソーシアムとともに座談会を開催し発信。)
- 2020年度は、気候変動の物理リスクでもある感染症や自然災害への備えといった視点も強調しつつ、支援対象を多様化して継続実施し、年度内にガイドの改訂を予定。

2019年度

シナリオ分析実践ガイドを改定

• 支援成果等を踏まえ、分析のポイントや実例、分析に活用できるデータ等を取りまとめ、2018年度に公表したガイドを改定。

(2020年3月30日公表) TCFDを活用した経営戦略立案のススメータ集団連リスク・接会を繰り込むシナリオ分析実践カイド ver2.0~

https://www.env.go.jp/policy/tcfd.html

2020年度(予定)

TCFDの動向も踏まえつつ支援を継続

(シナリオ分析支援)

- 【非金融】多様な業種におけるシナリオ分析・情報開示の支援
- 【金融】シナリオが与える事業インパクト評価に注力支援

(各種調査·検討)

- TCFD事務局の動向把握
- 国内外の優良事例の収集
- 活用可能なデータの更なる収集
- 地域単位・中小企業へのシナリオ分析の展開の検討等

上記の成果を踏まえ 実践ガイドを改定

2

金融銀行1非金
理輸エネルギー
運輸3建設・林業
建設資材
素材
食品
食品
機械1

小売

一般消費財

シナリオ分析の実践を支援

12社のシナリオ分析を支援し、

多様な業種の知見を蓄積

セクター

2018年度の6社に加え、新たに

支援数

環境省

環境情報開示基盤(ESG対話プラットフォーム)整備事業



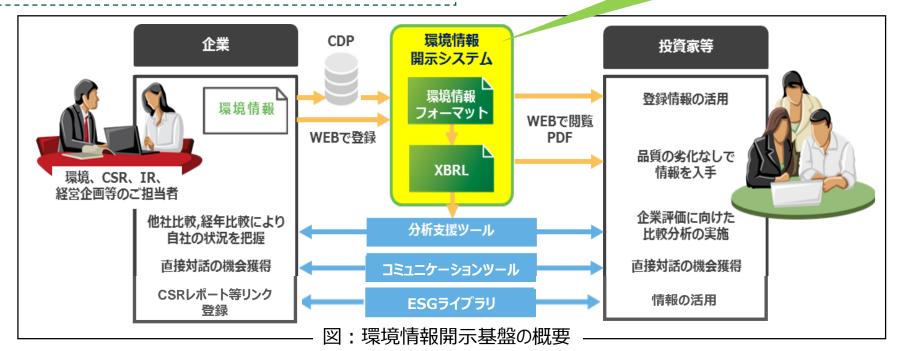
- 財務報告分野で広く採用されている言語(XBRL)を用い、情報品質の劣化のない情報を一元的に、比較可能な 形で入手できる環境情報開示システムを実証中。企業の既存の開示情報も活用し、様々な関係者間のESG情報の 共有・分析・対話へと波及することを目指したもの。
- TCFDのフレームワークに対応している上、英語で情報登録をすることで海外投資家への発信も可能。
- 今後、TCFDの動向等も踏まえつつ企業・投資家の対話を更に促進すべく、開示項目の整理や他の報告の仕組みとの連携等のシステムの利便性向上に向けて取り組んでいく。

【2019年度の参加企業の状況】

- **545社**が参加IDを保有
- うち、388社がCSRレポート等をESGライブラリに登録 (さらに、55社がXBRL形式で情報登録)

【データベース機能】

・TCFD等国際的動向を 踏まえた入力フォーマット



ご議論いただきたい事項

- TCFD開示を巡る国際動向、我が国のこれまでの取組を踏まえ、よりdecision-usefulな開示のあり方として、我が国としてどのようにTCFD開示を追及していくべきか。
- 1. 欧州を中心に国際的な義務化・標準化の動きがあるなかで、P15に挙げた3つの論点及び留意すべき点を踏まえ、我が国としてどのようにTCFD開示を促進していくべきか。 TCFDコンソーシアムの意見要旨(資料5)を我が国のTCFDに賛同する民間企業の意見としてどう捉えるか。
- 2. 我が国において、多排出産業も含め、質・量ともに更にTCFD開示を促進していくには、TCFDコンソーシアムの活動を踏まえて、さらに、どのような対応が考えられるか。
- 3. 株式投資を行うAM会社だけでなく、債券投資家や銀行、更にはアセットオーナー等を含めた幅 広い金融機関において、TCFDの取組を浸透させるべきではないか。 例えば、「グリーン投資ガイダンス」を支持する投資家等による「GIG Supporters」の拡充のほか、 アセットオーナーにおける取組拡大も含めて取るべき方策は何か。
- 4. 第2回研究会でも議論いただいた「トランジション・ファイナンス」を促進する上でも、TCFD開示を どのように活用していくべきか。(ここでは銀行や債券投資家がキープレイヤーとなる)